債権者集会招集

平成２１年（フ）第２４号
広島県三原市本町１丁目８番44号
破産者　白須電機株式会社
1　期日　平成22年９月10日午前10時45分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年６月４日
広島地方裁判所尾道支部破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第９４９号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目26番26号
破産者　株式会社二之宮建設
異議申述期間　平成22年７月22日まで
平成22年６月３日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１０号
鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目26番26号
破産者　二之宮武之
異議申述期間　平成22年７月22日まで
平成22年６月３日
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８３号
熊本県山鹿市山鹿１番地
破産者　津山　明宏
異議申述期間　平成22年７月26日まで
平成22年６月４日
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
熊本県合志市須屋1298番地13フローラルハイツ203号、開始決定時の住所熊本県合志市須屋3507番地
破産者　渕上　幸浩
異議申述期間　平成22年７月30日まで
平成22年６月４日
熊本地方裁判所民事第１部

免責許可決定

平成２２年（ラ）第１８号（原審・盛岡地方裁判所水沢支部平成１９年（フ）第１４４号）
居所仙台市太白区秋保町湯元字石名坂３－１グランドヒル秋保パートⅢ203、住民票上の住所岩手県胆沢郡金ケ崎町西根本町２番地、破産申立時及び破産手続開始決定時の住所岩手県奥州市水沢区字笹森谷地37番地11
抗告人（破産者）　菊地　　綾
1　決定年月日　平成22年５月７日
2　主文　原決定を取り消す。
抗告人について免責を許可する。
仙台高等裁判所第３民事部

特別清算開始

平成２２年（ヒ）第１０１号
和歌山県岩出市中島1008番地の６
清算株式会社　三陽物産株式会社
代表清算人　喜多　秀彰
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
和歌山地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成１８年（ヒ）第１０１３号
広島市中区東白島町21番22号大杉ビル２階
清算株式会社　株式会社ＭＫコーポレーション
清算人　寺垣　　玲
1　決定年月日　平成22年６月１日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算会社に対する平成19年１月12日（特別清算開始決定日）までに発生した債権を特別清算債権とする。
2　清算会社は、特別清算債権を有する別紙弁済表記載の各債権者（以下「特別清算債権者」という。）に対し、本協定認可決定の確定後１ヵ月以内に、別紙弁済表の弁済額欄記載の金額を振込の方法で支払う。但し、振込手数料は各債権者の負担とする。
3　特別清算債権者は、前項の規定による弁済を受けた時は、清算会社に対し、各特別清算債権の総額から各弁済額を控除した残額、利息及び遅延損害金を全て免除する。
4　特別清算債権者に対する弁済において生じる１円未満の端数は切り捨て、切り捨てた金額は清算費用に充てる。
5　第２項の弁済の後、清算会社に新たな財産が発見されたときは、清算人はこれを換価して、必要な費用を控除した残額を債権者らに対しその債権額に応じて按分して支払う。この場合、第３項の規定により行なった残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
6　債権者の共同の利益のために要する共益的債権、租税その他国税徴収法の例により徴収することを得べき請求権等の優先債権は、随時全額を弁済する。
（別紙省略）
広島地方裁判所民事第４部

監督命令

平成２２年（再）第６９号
東京都港区南青山５丁目11番15号　Ｈ＆Ｍ　ＭＩＮＡＭＩＡＯＹＡＭＡＷＥＳＴ
再生債務者　ペッカリイ株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区西新橋１丁目20番３号虎ノ門法曹ビル501号　羽野島法律事務所　弁護士　羽野島裕二
平成22年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２２年（再）第７０号
東京都中央区勝どき５丁目３番６号
再生債務者　東京ブラウス株式会社
1　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年７月５日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年８月９日から平成22年８月16日まで
東京地方裁判所民事第20部

再生手続による債権者集会招集

平成２１年（再）第２８５号
東京都台東区柳橋２丁目１番９号
再生債務者　株式会社カズ、ニジュウイチ
1　投票期間　平成22年６月28日まで及び平成22年７月６日午後２時債権者集会期日
2　債権者集会
⑴　期日　平成22年７月６日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年６月１日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２８６号
千葉県市川市北国分２丁目24番５号
再生債務者　佐々木一榮
1　投票期間　平成22年６月28日まで及び平成22年７月６日午後２時債権者集会期日
2　債権者集会
⑴　期日　平成22年７月６日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
平成22年６月１日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２１年（再）第２６０号
山梨県中巨摩郡昭和町西条33番地１
再生債務者　株式会社サンワホーム
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年６月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２６８号
東京都千代田区神田淡路町２丁目３番２号
再生債務者　株式会社アドバンテージ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年６月１日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成１８年（再）第１９３号
東京都品川区西五反田１丁目21番８号ＫＳＳ五反田ビル６Ｆ
再生債務者　株式会社プリズム
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成22年５月31日
東京地方裁判所民事第20部

平成２０年（再）第２７２号
東京都葛飾区堀切２丁目14番10号405
再生債務者　株式会社ライズ
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成22年６月１日
東京地方裁判所民事第20部